「大阪・関西における国際商事仲裁の機能強化のための提言」

大阪商工会議所国際ビジネス委員会 一般社団法人日本商事仲裁協会大阪事務所

近年、規模の大小を問わずわが国企業の海外ビジネス展開が拡大している。 少子高齢化の進行を受けた国内市場の縮小懸念を、アジアを中心に新興国にお ける市場確保で払拭したいとの企業の生き残り戦略に基づくものである。国・ 自治体ともにこうした動きを支援し、特に、中小企業の海外ビジネス拡大を積 極的にサポートしている。

しかしながら、中小企業の中には海外への売込みにのみ注力し、海外取引に潜む様々なリスクへの対応をなおざりにしているケースが数多く見受けられ、危機管理対応の脆弱性が問題視されている。この実態把握を目的に、西日本地域(三重県以西)でアンケート調査した結果により、危惧された脆弱性が明白となった。中小企業では、国際取引にあって契約書を作成してない割合が19.4%、相手方主導の契約書を内容不問で受容れるケースも含めれば35.7%に上り、3社に1社以上の割合である。さらに、契約書を作成しても紛争処理条項を盛り込んでいないとの回答が39.8%と約4割に上った。

西日本企業の主たる輸出先は、前述の調査によれば、中国(24.5%)を筆頭に韓国(9.8%)、台湾(9.8%)やタイ(8.5%)などアジア諸国が上位を占める。 国際商事紛争の処理に当たっては、これらアジア諸国において、近年、仲裁が主流である。このため、同地域の企業と取引を行う日本企業は、紛争の解決手法としての仲裁を意識することが重要な要件となっている。さらに、日中間、日タイ間では判決の承認執行が不可能であるなどの制約も存在する。中国はじめアジア諸国とビジネス関係の深い大阪・関西を含めた西日本企業、特に中小企業が安全で円滑に海外ビジネスを行い、以て、わが国経済の継続的な発展に資するためには、商事紛争等が生じた場合の影響を回避もしくは最小限に留めるための具体的な方策を講じていくことが肝要である。

わが国にあって関連機関、専門家の連携が進むなど国際商事仲裁への潜在力に富み、アジア諸国との取引において前線的な役割を担っている大阪・関西は、上述の問題意識の下、下記の通り提言する。政府は、自治体や民間の関係機関と密接に連携しつつ、実行可能な施策から順次速やかな対応を行うことを強く望むものである。

1. 中小企業の国際取引における危機管理意識の高揚促進

中小企業にあっては、国際取引における危機管理意識が十分ではなく、現状を無為に放置すれば、数多くのトラブル事例が発生し、不必要な損失を被る危惧を拭いきれない。安全で円滑な国際取引を通じたわが国中小企業の発展を支援するために、国際取引における危機管理意識の高揚を図るべきである。

このため、以下について政府主導の積極的な取り組みを希望する。

- 国際商事紛争などトラブル事例の収集と広報
- トラブル回避のための基本事項に関する情報提供(専用サイトの開設等)

2. 国際取引危機管理における契約書の意義等の明確化

<u>危機管理対応の基本は契約書の取り交わしにある</u>と認識する。社内人材に限りがあり、海外取引のための契約書作成等の専門性を有する人員の確保が困難な中小企業にあっても、国際ビジネスの恩恵を享受し得るよう、以下の施策を講じることを希望する。

- 国際商事紛争処理条項を盛込んだモデル契約書を整理、公開する(中小企業を主たる対象に業種別、国別、取引形態別など)。
- ◆ 上記モデル契約書の普及のための施策を展開する。

3. 国際商事紛争処理における「仲裁」の優位性の明示及び普及活動の促進 国際取引契約にどのような紛争処理条項を盛り込むかが次の課題である。中 国や韓国などアジア諸国が輸出入双方で常に上位に位置し、中小企業にとって 同地域が重要な取引先である事実に鑑みれば、アジア諸国で頻度高く利用され る「仲裁」に対し、わが国中小企業の認識を深めることが重要である。このた め、「仲裁」の利点や優位性などを中小企業に広報することに努め、「仲裁」が 身近な制度として認識されるように努められたい。

実施が望まれる施策は次のとおりである。

- 国際商事仲裁の意義と効果に関する広報活動の推進
- 仲裁にかかる相談体制の整備推進
- 中小企業のための国際取引危機管理分野での人材育成の支援
- 外部専門家(仲裁人等)の育成および輩出

4. 中小企業の国際ビジネス展開支援における一貫性の確保

中小企業による国際取引や海外進出などの拡大は、生産性向上等を通じて国内での生産の拡大や雇用増大に資することが、数多くの事例から立証されている。このため、国、自治体による中小企業の海外ビジネス展開支援は、今後とも拡充が期待されるところであるが、課題は、施策の偏重是正である。

これまでは、海外進出や国際市場への販路開拓に重点が置かれたが、今後は、 国際取引における危機管理対応の徹底も含めたバランスのとれた施策の展開が 強く求められる。

この際、中小企業の実情や仲裁の普及等に鑑みて、以下の施策の実施を期待したい。

- 国、自治体による中小企業の海外ビジネス展開支援における国際取引危機 管理問題への取組の強化。
- 中小企業海外ビジネス展開支援機関等への専門家(仲裁人等)の派遣による相談体制の常態化。

以上

参考資料

1.「国際取引契約と紛争リスク管理に関する調査」結果概要(抜粋)

【調査概要】

1. 調査期間: 2013年8月20日~11月30日

2. 調査地域:三重県以西の西日本(三重県、関西6県、香川県、広島県、福岡県) 3. 調査方式:アンケート様式の企業への送付、関連セミナー出席者への出口調査

(1) 回答事業所(456件)の概要

	Ę	事業所規模	•		業種				
	中小企業	大企業	その他	製造	商社	サービス	その他		
件 数	328	117	11	270	132	21	33		
比率 (%)	71.9	25.7	2.4	59.2	28.9	4.6	7.2		

		事業所所在地 (府県)								
	大阪	京都	兵庫	滋賀	三重	岡山	広島	香川	福岡	その他
件 数	261	13	25	5	34	49	5	33	15	16
比率 (%)	57.2	2.9	5.5	1.1	7.5	10.7	1.1	7.2	3.3	3.6

(2) 主要輸出先国·地域(複数回答)

国	・地域	中国	米国	台湾	韓国	タイ	インド ネシア	香港	シンガ ポール	マレーシア
比	上率(%)	24.5	11.2	9.8	9.8	8.5	4.8	4.6	3.8	3.1

(3) 主要輸入先国·地域(複数回答)

国·地域	中国	韓国	台湾	米国	タイ	ドイツ	インドネ シア	ベトナム
比率(%)	31.7	11.0	10.6	8.4	6.0	5.6	3.4	3.1

(4) 契約書

	全	:体	中小企業		
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	
自社で作成、相手方に提示	238	52.2	159	49.8	
相手方作成、サインのみ	63	13.8	52	16.3	
契約書を作成していない	69	15.1	62	19.4	
その他、未回答	86	18.9	55	14.4	
合 計	456	100.0	328	100.0	

(5) 契約書締結の場合の紛争処理条項の有無

	全	体	中小企業		
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	
紛争処理条項なし	103	34.2	84	39.8	
裁判、調停または仲裁	184	61.1	97	46.0	
その他、未回答	14	4.7	30	14.2	
合 計	301	100.0	211	100.0	

2. 大阪・関西における国際商事仲裁に係る潜在力

国際商事仲裁に対する関心と知識を有する「関西発」の若手弁護士や企業担当者および専門家の数は相当数存在する。

(1) 国際商事仲裁セミナーの定期的開催と参加状況

大阪・関西において、大阪商工会議所・日本商事仲裁協会大阪事務所・日本仲裁人協会関西支部等の共催で年に2~3回の頻度で開催される仲裁セミナーへの参加者は、企業担当者のほか若手弁護士や学識経験者等など毎回100人前後に上り、国際商事仲裁に対す大阪・関西の関心の高さの一端を示している。このように他の地域に先駆けて、関係機関協力のもと、アジアを中心とする仲裁の最新の情報と実務をテーマとした仲裁セミナーを定期的に開催していることが、大阪・関西の特徴である。

【2011年度・2012年度に大阪で開催の国際商事仲裁に関するセミナー】

テーマ	参加者数	参加者層
インド進出に伴う紛争とその解決	94	
国際仲裁、ADR等の多様な紛争解決手段の有効な活用方法	102	企業担当者、
アジア紛争解決の実務-東南アジア、インドにおける紛争解決-	124	弁護士など
アジア進出と紛争解決セミナー	120	
仲裁条項及び仲裁手続の開始段階における諸問題	91	主に弁護士
アジア諸国における外国仲裁判断の承認・執行	82	土に井護工

(出所) 日本商事仲裁協会

(2) 国際商事仲裁への関与の実績

外国の弁護士資格を持つ大阪弁護士会所属の弁護士が、大阪のみならず東京や国外 (国際商業会議所 (ICC) ほか) での国際商事仲裁手続において、日本企業もしくは 外国企業の仲裁代理人として仲裁を行う事例が出始めている。

(3) 国際商事仲裁に対する大学生の関心の高まり

大阪・関西のいくつかの大学にあっては、グローバル人材の育成・輩出の観点から、 主として法学系の学部生を対象に、国際商事仲裁の教育に注力している。海外から複数の講師を定期的に招聘し、国際商事仲裁に関する講義と英語での弁論訓練、国際商事仲裁をテーマにした講義を正規カリキュラムとするなどがその実際である。

国際商事仲裁に関心を有する学生の多くは、ウィーンと香港で毎年開催される模擬仲裁大会(仮想の国際ビジネス紛争事例をもとに、学生が当事者企業の代理人に扮して、英語での主張書面及び口頭弁論を競う大会)に参加をしており、そのための国内大会は、神戸あるいは京都で開催される。2013年の日本大会においては、学生の参加者数は40名規模に及んだ。

3. 仲裁条項が紛争解決に機能した実際のケース

仲裁条項を利用することで、日本企業が有利な形で紛争解決に成功をした事例が確認できる(Case1、2)。逆に仲裁条項が存在しないために、日本企業が不利益を被った事例もある(Case 3)。

Case 1. 交渉の切り札として仲裁条項が活用された事例

相手企業が代金の支払いを拒否してきた。契約書には日本商事仲裁協会による仲裁条項が盛り込まれていた。日本企業は「取引代金を支払わない場合には大阪で仲裁を申し立てる」旨の最後通告を行い、相手企業は全額を支払った。

Case 2. 海外の訴訟手続を停止させ、日本で仲裁手続を行って勝った事例

取引契約の終了を巡り、日本のメーカーが相手国で訴訟を提起された。契約書の中に 日本商事仲裁協会による仲裁条項が規定されていたため、相手国での訴訟手続は停止 され、大阪で仲裁手続が行われた。最終的に、当該日本企業の主張が認められた。

Case 3.仲裁条項がなかったために不利な和解を余儀なくされた事例

取引契約の終了を巡り、ヨーロッパでいきなり裁判を提起された。提訴された日本企業は、現地弁護士の選任や現地語での委任状の準備、その他の書類作成で初期対応に忙殺され、結果、大急ぎで和解してしまった。

4. 国際商事仲裁の特徴

(1) 国際商事仲裁と調停の相違

仲 裁(Arbitration)	調 停(Mediation)
係争当事者の合意により選任された独立、	係争当事者の合意により選任された独立、公正
公正な第三者(仲裁人)の判断による最終	な第三者(調停人)の介入により、当事者が自
的、強制的な紛争解決手続	律的に解決する、非強制的、協調的な解決手続

(2) 国際商事仲裁の利点、制約

利 点	制約
・非公開(秘密性)、迅速性、専門性、	・上訴制度なし
・柔軟性(仲裁地、仲裁人、言語など)	・仲裁合意が成立すれば、当該紛争事案に係る
• 法的拘束性、最終性(一審制度)	裁判は原則として出来なくなる。
・国際性(国際執行が容易) など	・仲裁費用は全て当事者負担

(3) アジアにおける商事仲裁件数の比較

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
香港国際仲裁センター	448*	602*	649*	624*	502*	456*
シンガポール国際仲裁センター	70	71	114	140	188	235
中国国際経済貿易仲裁委員会	1,118*	1,230*	1,482*	1.352*	1,435*	1060*
大韓商事仲裁院	59	47	78	52	77	85*
クアラルンプール仲裁地域センター	40*	47*	N/A	22*	52*	135*
ベトナム国際仲裁センター	30*	58*	48*	63*	83*	64*
日本商事仲裁協会	15	12	18	26	17	17

(出所:香港国際仲裁センターHP及び各仲裁機関より)

- (注1)中国の7割程度、ベトナムの半数程度、香港、クアラルンプールの件数の一部は国内 仲裁を含む。また、韓国の2013年の国内仲裁の件数は275件。
- (注2) タイにおける仲裁事件の件数は公表されていないが、シンガポール等で仲裁が行われていることが確認されている。例えば、2012 年にシンガポール国際仲裁センターに申し立てられたタイ企業を当事者とする仲裁の件数は6件であった。

5. 中小企業の海外展開支援と効果

- (1) 政府は、中小企業の海外展開に約30億円の予算を配分。
- (2) 自治体も地元企業に対し、類似の支援を行っている。
- (3) 中小企業の海外進出を通じた生産性の向上や国内雇用への貢献については、中小企業白書(2012年版)等で具体的に論証されている。
- (4) 課題は、これまでの施策は進出支援に偏重し、危機管理支援が貿易保険に限定されていることである。

以上

提言先など

1. 提言先

- 内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣特命担当大臣 副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長
- 総務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長
- 外務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、 経済局長、アジア大洋州局長、総合外交政策局長
- 経済産業大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、 経済産業政策局長、通商政策局長、貿易経済協力局長
- 法務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、民事局長
- 中小企業庁長官、次長、参事官、企画官、事業環境部長、経営支援部長
- 地元選出国会議員
- 自由民主党、公明党、民主党、日本維新の会、みんなの党、結いの党
- 〇 大阪府

2. (写) 送付先

- 各省在関西支局
- 府県庁(西日本)政令指定都市(西日本)
- 日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日本貿易会、 日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構、関西経済連合会 等